

古紙循環のあり方再考を

古紙問題市民行動ネットワーク

代表 中村 正子



容器包装リサイクル法の改正が大詰めを迎えています。二〇〇五年ぎりぎりまで「最終まとめ」づくりに向けて中央環境審議会や産業構造審議会が開催されることでしょう。古紙ネットも、「容器包装リサイクル法を改正する全国ネットワーク(全国ネット)」の一員として、強く運動に闘わってきました。

もちろん、法律について市民団体が関心を抱いて活動するのは、これが初めてではありません。最初であります。二〇〇四年は、ヨースト導入を求めて請願書を提出しましたが、あれから一九九三年にできた環境基本法や二〇〇一年から施行された循環型社会形態推進法が論議され

たのが二〇〇三年一月。「二〇〇四年は容り法への拡大生産者責任とリユース導入を求めた請願書署名約一〇〇万筆を国会提出しましたが、あれなく保留に。二〇〇五年一月には市民の意見をまづり、同一一月には、市

行法をこのように変えた

「認定」事業者は二百二十社に

普及拡大に協力を

し、強い関心を抱いてこの運動に闘わってきました。

もちろん、法律について市民団体が関心を抱いて活動するのは、これが初めてではありません。最初であります。二〇〇四年は、ヨースト導入を求めた請願書を提出しましたが、あれから一九九三年にできた環境基本法や二〇〇一年から施行された循環型社会形態推進法が論議され

て立ち上げられた「システムプランニング委員会」から直掛け三年を経て、昨年六月の第三十三回全国大会(福井大会)で産声をあげた「再生資源回収事業者認定制度」。

「プロジェクトN委員会」の内で「認定グループ」が設立され、業界の明日を担う若い力と経験を持つ現役の知識が時にはぶ

つかりながらも協調した

結果の賜物として生まれた制度です。開始から半

年が過ぎ、徐々に成果が

現れています。

この半年の間、紺野ア

ンプロジェクトNリーダーと

新井実務リーダーによる

説明会も十三回以上に及

び、日資連加盟組合の認

定制度への理解も一層盛

り上がりを見せていると

思われます。審査委員会

も毒島委員長の下、七月

の第一回委員会から十二

月の第六回まで回を重ね。

認定業者も二〇〇事業所

を超えるまでになってい

ます。今年はさらに多く

の申請が見込まれると思

います。制度の急速な普及は、認定制度が我々業界で長く待ち望まれた制度であるとともに、資源回収業として各自が自信を持って日々送っていることの現れであること、実感させるものです。

さらにこの成果が、日資連として進めている「原

局認可」の実現につながるものであると確信して

おります。

生まれてまだ半年の

再生資源回収事業者認

定制度です。これから

もこの制度を確立する

必要があります。

再生資源回収事業者認

定制度は益々厳しくなりま

す。日資連の本制度は、

官の規制ではなく自主的

な努力で自らを律し、持

つり上がりを見せていくと

思われます。

輸入している中国の好況

は、上海万博の二〇一〇

年まで続くのでしょうか。

古紙ネットとしては、

ひるがえって、古紙業界にさらなる発展が見えてくるかもしれません。

しかし、最後まで力を尽く

したいと考えています。

納得できる改正内容をめ

ざし、最後まで力を尽く

したいと考えています。

ひるがえって、古紙業界にさらなる発展が見えてくるかもしれません。

しかし、最後まで力を尽く

したいと考えています。

納得できる改正内容をめ

ざし、最後まで力を尽く

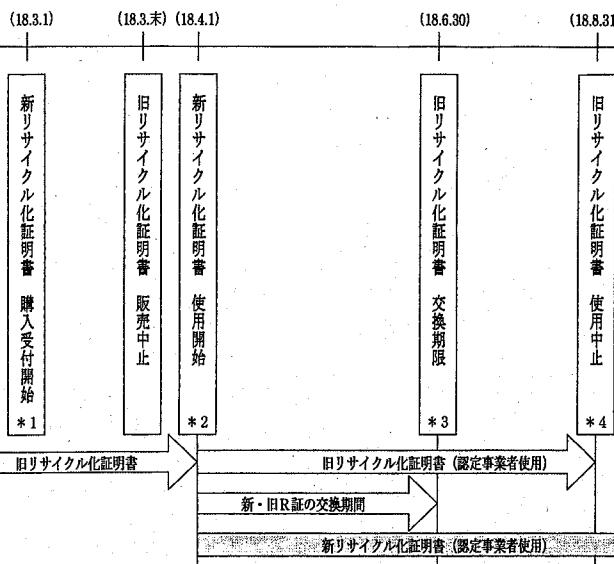
したいと考えています。

納得できる改正内容をめ

あ~す・れっく

=号外=

リサイクル化証明書 改定の予定



リサイクル化証明書は4月1日以降、認定業者しか使えなくなります。

1. リサイクル化証明書の使用について

- (1) 新リサイクル化証明書は日資連「再生資源回収事業者認定」取得者のみが平成18年4月1日から使用できます。
- (2) 認定事業者が4月1日～8月末の間に旧リサイクル化証明書をご利用になる場合は、旧証明書の「備考」欄に「認定番号」を明記して頂く事で「リサイクル化証明書」が有効な証明書となります。
- (3) 新旧リサイクル化証明書の交換及び新リサイクル化証明書購入について
 - ①交換は4月1日～6月30日までの3ヶ月間とし、認定事業者のみ旧リサイクル化証明書を1冊単位（2枚綴り未使用）で新リサイクル化証明書へ交換できます。買取りはいたしません。
 - ②新リサイクル化証明書の交換及び新リサイクル化証明書の購入は認定制度の申請書を提出した一次審査代行組合を通じて行います。直接日資連に申請した方は日資連が受付けます。

2. 認定申請日と認定日の時間的空白についての特例

3月31日にまでに申請した事業者については、認定決定日までの期間は審査期間とし、日資連に排出者からの問い合わせが有った場合には、一次審査代行組合または申請者に直接確認して欲しい旨を回答します。

3. 一次審査代行の行われていない地域からの直接申請について

3月31日までに一次審査登録のない地域からは4月1日以降直接日資連が申請を受付けます。

顧問弁護士の野田先生をご紹介します

平成18年2月4日の理事会において
日資連に顧問弁護士を置くことが承認されました。

ご案内のとおり、現在、日資連が認定しております『日資連再生資源回収認定事業者』の信頼性は、日資連の審査委員会（社会性と健全性を担保するため外部有識者を委員として参加）の審査とリサイクル化証明書の発行による実績トレーサビリティーの適確性にあるとの認識のもと、今後、この制度を適正に維持管理するため、また、各種リサイクル法の制定、異業種からの参入など、今までの常識や商慣習で対応しきれない法律的側面についての検証が必要になってくるとの判断から、新たに顧問弁護士を置くことを決定し、このたび野田宗典（むねすけ）氏にお願いすることになりました。

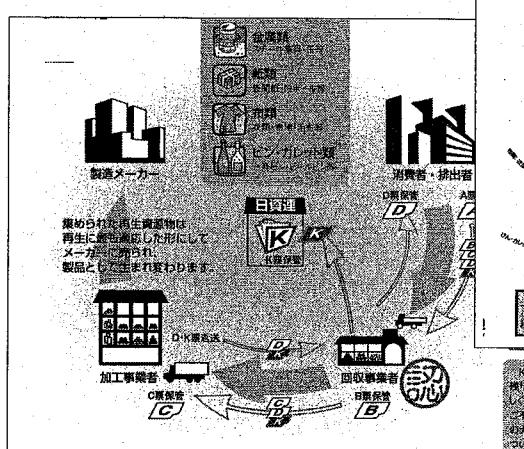
野田弁護士は九州大学の修士課程を終えて法曹界に進まれた75歳のベテラン弁護士。現在はJR有楽町駅前の交通会館に法律事務所を開いておられます。

なお、同事務所には叶幸夫、山本英史の両弁護士も所属されており様々な面での確かな対応が期待されます。



日資連認定業者用のリーフレット。

発売は4月の予定。詳しくは3月後半にHPで。



認定事業者用プレートができました。

再生資源回収認定事業者

N 13K-00103

日本再生資源事業協同組合連合会

- 仕様 真鍮1mm厚 エッチングスミ 面バフ研磨 ニッケルメッキ 墨1色
23.5mm×90mm 4隅穴あけ 裏面両面テープ 約200g
- 価格 5,000円(送料込み)
- 認定プレートのお申込みは、認定証に同封の専用申込用紙でどうぞ。

リサイクル化証明書		日資連様式選択
品目 数量		
1 金属類 (kg)		
2 古紙類 (kg)		
3 古織物類 (kg)		
4 カレット類 (kg)		
ビン (本)		
合計 (kg)		
備考		
再生資源化事業者 (名称) (代表者名) (所在地) (〒) (TEL:) サイン 年月日		
廃棄物再生事業者登録番号等 年月日		



認定事業者が4月から8月三十一日までの間に旧リサイクル化証明書の「備考」欄に「認定番号」を明記してください。

ご使用について

1都6県市部および東京23区の「抜取条例」制定状況調査

関資連では昨年6月から8月にかけて、関東の1都6県内の全市(174市と東京23区)を対象に、「抜取条例」の制定状況を調査した。以下は調査結果概要。なお、調査期間は平成17年6月~8月。調査方法については、地域組合員(一部事務局)による直接聞き取り調査および各市のHPでの検索による。

調査結果は、別表(都県別集計)の通りであるが、全体では26.9%が制定済みである。

特に埼玉県は、41市中21市が制定していて当該人口数で見ると70%近くになっている。

対照的に群馬県は、行政回収実施市が少なく集団回収主流になっているようで、条例化した市が無く検討している市も1市しかない。

千葉県は本調査後、県内13市から関資連および関東商組に「抜取古紙の買取り防止」の要望書が届くなど、条例化に向けて検討に入った市も増えている。

条例制定の効果は、その内容や罰則そして施行後の対応にもかなり差異があり、一様に評価できないが、抜き取りを抑制する効果は顕著に現れている。

さらに抜取業者は、ある市が条例を制定すれば、その近隣市に移動するため隣接する自治体が条例化を推進する傾向も見られる。

また抜取対策は、自治体によってかなりの温度差がある。行政回収とは名ばかりでまったく無視している市もあれば、条例化後効果が出る

と、今まで無視してきた怠慢の責任取らされるといって制定に消極的なところもあると聞く。

全面的な実施にはまだ時間が必要なのだろうか。しかし、資源は大切な市民の財産であり協力している市民のためにも責任ある行政対応の必要がある。また自治体が資源物に対して占有権を明確にし、委託業者を指定することで、抜取古紙の売買で盗品故買の罪も立証でき、異常な事態を是正するために速やかに全市町村の条例化を進めて頂きたい。

同時に、如何なる理由があろうとも業者一人一人が、業界の信頼を失墜する抜取古紙の売買に関わらない勇断が不可欠である。

〈詳細は関資連本部まで〉

抜取行為規制状況(市部及び東京23区限定)

(2005年10月20日現在)

1	都県名	全市区数	制定済	準備中	検討中	規制なし	(制定済市区数/全市区数)
2	茨城県	30	7	1	0	22	26.7%
3	栃木県	13	5	0	2	6	38.5%
4	群馬県	11	0	0	1	10	0.0%
5	埼玉県	41	21	0	0	20	51.2%
6	千葉県	34	6	0	1	27	17.6%
7	東京都	49	7	3	9	30	20.4%
8	神奈川県	19	3	0	1	15	15.8%
9	(合計)	197	49	4	14	130	26.9%

要 望 書

《要旨》

平成17年9月16日

関東資源回収組合連合会
会長 紺野 武郎様

抜き取り古紙の買取り防止について(要望)

初秋の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、千葉県内の各市では資源品の回収事業を実施し、資源リサイクルを図っているところですが、近年、資源品(古紙)の抜き取り行為が多発し、その対策に苦慮しているところです。

資源品(古紙)の抜き取り行為は、市民・資源化業者・自治体の協力のもと築き上げてきた回収システムの崩壊を招きかねない憂慮する事態です。

このため、市民・資源化業者・自治体は、連携して「抜き取り」の根絶を図り、健全なる循環型社会の形成に向けて今後も努力していきたいと考えます。

つきましては、貴組合におかれましても本趣旨をご理解の上、「抜き取り古紙」の買取り防止について、引き続き御尽力賜りますようお願いいたします。

《要望自治体》

千葉市長	鶴岡 啓一	印
市川市長	千葉 光行	印
船橋市長	藤代 孝七	印
木更津市長	水越 勇雄	印
松戸市長	川井 敏久	印
野田市長	根本 崇	印
柏市長	本多 晃	印
流山市長	井崎 義治	印
我孫子市長	福嶋 浩彦	印
君津市長	三浦 公明	印
富津市長	佐久間 清治	印
浦安市長	松崎 秀樹	印
袖ヶ浦市長	小泉 義弥	印

環境情報交換会に『古紙流通』発足

本会では、共有する議論の場を基に会報「関東パートナー紙報・プラン」を発刊し、広く情報公開にも努めることに同意致しました。

た。

宇都宮市

「持ち去り禁止」で市条例罰則規定設け、厳正な対応へ

関東資源回収組合連合会およ
び関東製紙原料直納商工商組
団体は、社会問題化した古紙抜
取行為の解決を目指して、平成
十六年一月に、「抜取り問題対
策協議会」を設置し各方面に対
し色々な対策を図ってきました。
しかし、単純に古紙抜取だけ

を問題にしては解決できない事
情も多く、現在の古紙環境全般
に抱える諸問題の、より高度な
分析精査の必要性に迫られまし
た。

これまで古紙に関する諸問題に
対して、集直両業界で真剣な議
論を交わし、実効的伴う新たな
提言やルール作りをする場が急
務との結論から「古紙流通環
境情報交換会」の発足となりま
し

た。なお、本会は今後、学識経験
者や関係機関等の指導を得て
当交換会のメインテーマとして
新たな事態も発生しています。
これら古紙に関する諸問題に
対して、集直両業界で真剣な議
論を交わし、実効的伴う新たな
提言やルール作りをする場が急
務との結論から「古紙流通環
境情報交換会」の発足となりま
し

た。なお、本会は今後、学識経験
者や関係機関等の指導を得て
当交換会のメインテーマとして
新たな事態も発生しています。
これら古紙に関する諸問題に
対して、集直両業界で真剣な議
論を交わし、実効的伴う新たな
提言やルール作りをする場が急
務との結論から「古紙流通環
境情報交換会」の発足となりま
し

た。なお、同条例には罰金刑が設けられており、罰金額が規定された。この罰金額は、資源物の管理の所在を示し、これらを無断で持ち去ることが違法であることを明確化し